2020年 国勢調査が実施されます

令和２年は国勢調査の年です。国勢調査とは、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象に、国が行う最も基本的な統計調査で、南三陸町に今現在、住んでいる人の実態が分かります。各世帯へ、統計調査員が調査の説明と書類の配布に伺います。回答には、調査員による回収のほかパソコンやタブレット、スマートフォンによるインターネット回答も可能です。皆様のご協力をお願いします。

国勢調査員を募集しています

町では、2020年国勢調査の調査員として活動していただける人を募集しています。

統計調査員とは？

各種統計調査の調査対象を訪問し、調査内容の説明、調査票の配布・回収・点検などを行っていただく人です。

統計調査員の身分と待遇

（１）調査期間中、国または県から任命された非常勤の公務員としての身分を有します。
（２）調査で知りえた内容を外部に漏らすことは法律で固く禁じられています。
（３）調査活動中に万が一事故などに遭い、怪我をした場合は公務災害として補償されます。
（４）調査の種類や調査対象の数などに基づいて報酬が支払われます。
（５）功績の大きな統計調査員に対しては、表彰が行われます。

1 応募要件〔次の項目すべてに該当する人〕

■原則として20歳以上で、責任を持って調査活動をしていただける健康な人
■調査で知り得たことなど、秘密を守れる人
■警察・選挙に直接関係のない人、暴力団その他の反社会的勢力に該当しない人

2 活動期間と主な仕事内容（予定）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、仕事内容などが変更される場合があります。

７月中旬	新規調査員向け説明会への参加	統計調査員の仕事についての説明会へ参加します。
８月下旬	国勢調査員向け説明会への参加	国勢調査員の仕事についての説明会へ参加します。
９月中旬	担当調査区の確認 調査書類の配布	担当する調査区を巡回し、地図を作成します。 担当する調査区の全世帯を訪問し、調査票などの調査書類一式を配布します。また、担当する調査区の名簿を作成します。
10月上旬～10月中旬	調査票の回収	調査票の回収を希望した世帯や期日までに回答のない世帯を訪問し、記入済みの調査票を回収します。
10月下旬	調査書類を町へ提出	作成した地図と名簿、回収した記入済みの調査票などを役場に提出します。

※調査の実施数や規模がその年によって異なりますが、２～３カ月程度、統計調査員として従事していただくことになります。

3 応募方法

町公式ホームページまたは、企画課に用意してある関係様式にて申し込みください。

問 企画課企画情報係　☎46-1371

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和２年４月分から令和３年３月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットを利用しての納付、口座振替による納付などでも納めることができます。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合には、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある人の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「学生納付猶予制度」がありますので市区町村役場または年金事務所にご相談ください。

令和２年度の免除申請は**７月１日(水)から受付開始**します。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

〈今月の年金相談会〉

【日時】７月８日(水)　午前10時～午後３時30分
【場所】南三陸町役場　１階相談室
※年金に関する相談事がありましたらご利用ください。
※石巻年金事務所への事前予約が必要です。

問 石巻年金事務所　☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係　☎46-1373

コンビニ交付サービスの運用停止について

次の期間中、コンビニ交付サービスの運用が停止となり、証明書などの交付はできません。

■サービス停止期間　７月23日(木)から26日(日)の終日
■サービス提供再開日時　７月27日(月)午前７時30分から(予定)
■運用停止の理由　システムのメンテナンス作業のため

問 町民税務課戸籍住民係　☎46-1373

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う 修学生生活支援給付金について

大学や専門学校などに在学する大学生などの保護者に対し、修学の継続を目的に、大学生など１人につき50,000円を支給します。

申請書は、役場・歌津総合支所・各公民館に備えてあります。

項目	説明
給付対象者・申請者	大学生などの保護者（本町に住民票のある人）
申請受付期間	７月１日(水)～12月28日(月)
給付の要件	大学生などの年齢が18歳以上で、大学などに在籍していること
受付窓口	役場２階　企画課

問 企画課地方創生・官民連携推進室　☎46-1371